

新型コロナウイルス克服再スタート応援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う全国的な行動自粛等による消費減退によって経営上の影響を大きく受けた県内中小企業等に対し、新型コロナウイルス克服再スタート応援金(以下「応援金」という。)を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する指定感染症をいう。
- (2) 「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号、以下「強化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。)をいう。

(対象事業主の要件)

第3条 応援金は、次の各号のすべてに該当する事業主(以下「対象事業主」という。)が、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月(以下「対象月」という。)がある場合に支給する。

- (1) 鳥取県内に事業所を有する県内中小企業等、又は鳥取県内に住民票を有する個人事業主
- (2) 事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続の意思があること
- (3) 従業員の解雇を行わず、雇用を維持する意思があること

2 平成31年1月以降に事業を開始したため、令和2年1月以降の事業収入が減少した月と比較する前年同月がない場合でも、次の各号のいずれかに該当する事業主(以下、「新規創業の事業主」という。)については支給対象とする。

- (1) 平成31年1月から令和元年12月の間に新たに事業を開始し、創業月から令和元年12月までの月平均の売上と比較して、令和2年1月以降に事業収入が30%以上減少した月がある事業主
- (2) 令和2年1月から3月の間に新たに事業を開始し、創業月から令和2年3月までの月平均の売上と比較して、令和2年4月以降に事業収入が30%以上減少した月がある事業主
- (3) 令和2年4月以降に新たに事業を開始し、創業月から売上が減少した月の前月までの月平均の売上と比較して、事業収入が30%以上減少した月がある事業主

(支給額)

第4条 応援金の支給額は10万円とする。ただし、対象事業主が鳥取県内の2つ以上の事業所で事業を実施している場合には20万円とする。

(支給申請期間)

第5条 応援金の支給の申請は、令和2年6月8日から令和3年1月29日までとする。

(支給の申請方法)

第6条 応援金の申請を行う事業主は、支給申請書(様式第1号(新規創業の事業主は様式第2号))に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 対象事業主が法人である場合
 - ア 前年度の売上が確認できる書類等の写し(確定申告書など)
 - イ 対象月の売上が確認できる書類等の写し(売上台帳、帳面など)
 - ウ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し(通帳など)
 - エ 2つ以上の事業所がある場合にはそれを証明するものの写し(事業所の賃貸契約書など)
- (2) 対象事業主が個人事業主である場合
 - ア 本人を確認できる書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)

- イ 前年度の売上が確認できる書類等の写し（確定申告書など）
- ウ 対象月の売上が確認できる書類等の写し（売上台帳、帳面など）
- エ 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し（通帳など）
- オ 2つ以上の事業所がある場合にはそれを証明するものの写し（事業所の賃貸契約書など）

(3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(支給の決定等)

第7条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは応援金の支給を決定するものとする。

3 知事は、応援金の支給決定を行ったときは、支給決定額を対象事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振込むものとする。

(不支給要件)

第8条 応援金の申請を行う事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は応援金を支給しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

(2) 宗教上の組織若しくは団体

(3) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等

(4) 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(応援金の返還)

第9条 知事は、応援金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合、新型コロナウイルス克服再スタート応援金支給決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該事業主に対して支給した応援金について支給決定を取消して返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、本応援金の支給について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。